

島本町地域密着型サービス事業者募集要項

小規模多機能型居宅介護

令和8年7月1日

島本町

目 次

1	公募の目的	2
2	整備予定の地域密着型サービスの種別・圏域	2
3	小規模多機能型居宅介護の基本方針	2
4	応募者の資格要件	2
5	応募にかかる遵守事項	3
6	禁止事項・失格事項	3
7	応募の手続き（提出書類等）	4
8	整備予定事業者の選定方法及び結果通知等	7
9	補助金の交付	8
10	募集から開設までの想定スケジュール（予定）	9
11	留意事項	10

1 公募の目的

島本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも過ごすことができるよう、地域において高齢者の生活を支える「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるため、第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、下記の地域密着型サービスの整備を行うこととしており、当該サービスの質及び継続性を確保し、地域密着型サービス事業者を公正かつ公平に選定するため、公募を行うものです。

2 整備予定の地域密着型サービスの種別・圏域

種 別	事業所数	定 員 数	圏 域
小規模多機能型居宅介護	1 か所	29 人以下	町内全域

3 小規模多機能型居宅介護の基本方針

小規模多機能型居宅介護とは登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時短期間宿泊を組み合わせサービスを提供することで、利用者の居宅における生活の継続を支援するものでなければならない。

4 応募者の資格要件

応募者は、次のいずれにも該当していることが必要です。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地域密着型サービスの運営を直接行う事業所であること（サービスの委託は、認めません）。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当していないこと。
- (4) 介護保険法第8条各項に規定するいずれかの事業において、3年以上の実績を有する団体等であること。
- (5) 町税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものとして、島本町か

- ら指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更正又は再生手続をしていないこと。
 - (8) 法人役員（就任予定者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に、該当する者がいないこと。
 - (9) 所管庁の監査、指導検査等において指摘事項が改善済み、又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。

※ 選定後に上記の資格要件を満たしていないことが判明したときは、失格とします。

5 応募にかかる遵守事項

- (1) 利用者は原則として、島本町民で島本町介護保険被保険者であること。
- (2) 施設の建設計画は、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守することとし、必要に応じて、関係機関と事前に協議のうえ、計画を策定すること。（町関係各課等において、十分に確認してください。）
- (3) 小規模多機能型居宅介護の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、計画期間における施設整備の完了（竣工）と、速やかな開設が見込まれる計画であること。
- (4) サービスを実施する土地・建物が確保されているか、又は確実にその見込みがあること。
- (5) 選定された事業者については、必ず指定までに、指定要件にかかる研修等を受講すること。
- (6) 災害時には要援護高齢者の受け入れに努めること。

6 禁止事項・失格事項

応募した者が次の要件に該当した場合は、失格とし、選定審査の対象から除外することがあります。また、事業者選定後であっても、その選定結果を取り消した上、失格とすることがあります。なお、この場合、応募した者は、既に要した費用の弁済を求めることはできません。

- (1) 応募申請書及び応募書類（審査書類）の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合（事業者選定後に判明した場合も同様）。
- (2) 応募した者（関係者も含む）が選定に対する不当な要求を行った場合又は選定の前後に、直接的もしくは間接的な手段を問わず、本町職員もしくは選定審査にあたる委員会委員に個別に接触した場合。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募者と応募書類等の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合。
- (4) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合若しくは指定した日時の審査に不参加の場合。
- (5) 応募後、町からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- (6) 計画内容を本町の承諾なく変更した場合、又は大幅な変更が生じた場合。
- (7) 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じる場合、又は事業実施の目途が立たなくなった場合。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者であった場合。
- (9) 事業開始までに倒産に係る手続きを開始した場合
- (10) その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。

7 応募の手続き（提出書類等）

本公募への応募を希望する場合、まず、下記「(1) 応募申請書の提出」により応募の意思を確認し、後日、下記「(2) 応募書類（審査書類）の提出」をしていただきます。

(1) 応募申請書の提出

島本町高齢介護課まで、必ず事前に電話等で提出日時を予約いただいたうえで、直接持参してください。

提出書類	提出期間
ア 島本町地域密着型サービス事業者応募申請書 （様式1）	令和8年7月1日（水） ～令和8年8月24日 （月） （ただし、土・日・祝日を 除く9時から17時）
イ 地域密着型サービス事業計画概要調書 （様式2）	
ウ 計画地の町内位置図 （任意様式、A3もしくはA4サイズ）	

(2) 応募書類（審査書類）の提出

島本町高齢介護課まで、必ず事前に電話等で提出日時を予約いただいたうえで、直接持参してください。

提出書類	提出期間
ア 法人概要説明書（様式3） イ 法人事業実績（様式4） ウ 事業所・施設の指導監査等の実施状況に係る 申出書（様式5） エ 地域密着型サービス事業計画書（様式6） オ 小規模多機能型居宅介護事業計画概要書（様式7） カ 管理者（予定者）略歴書（様式8） キ 地域密着型サービス運営方針（様式9） ク 施設等の設備・運営に係る資金計画書（様式10） ケ 借入金償還計画書（様式11） コ 法人定款 サ 履歴事項全部証明書 （令和8年7月1日以降発行のもの原本） シ 残高証明書、納税証明書 （令和8年7月1日以降発行のもの原本） ス 役員名簿（任意様式、A4サイズ） セ 直近3か年分の収支決算書（任意様式） ※税申告に使用するもの ソ 5か年分の収支シミュレーション（任意様式） タ 計画図面（任意様式、A3もしくはA4サイズ） ※詳細の解る位置図・平面図・立面図・面積表等 チ 現況写真（任意様式、A3もしくはA4サイズ）	令和8年7月1日 （水）～令和8年8月 31日（月） （ただし、土・日・祝 日を除く9時から17 時）

(3) 応募申請書及び応募書類（審査書類）の提出方法

ア 応募申請書は、正本1部を提出してください。

イ 応募書類（審査書類）は、正本1部、副本9部（コピー可）の計10部を提出してください。

ウ 応募書類（審査書類）は、正・副ともに項目ごとに白紙を入れ、書類番

号のインデックスを付け、左閉じで穴を開けて、A4縦型ファイルに綴じてください。

エ 正本の最初のページにチェックリストを付けてください。

オ 応募申請書のア・イ（様式1・2）及び応募書類（審査書類）のア～ケ（様式3～11）については、紙媒体での提出のほか、CD-R等の電子媒体に保存のうえ、応募書類（審査書類）と同時に提出してください。（電子メールでの提出は、認めません）。

※上記の応募申請書・書類は島本町ホームページよりダウンロード可能
ホームページ ID…33092

カ 上記のほか、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

(4) 応募に関する質問

質問方法	回答方法	受付期間
質問票（町指定様式）を電子メールにて提出 提出先アドレス kaigo@shimamotocho.jp 電子メールでのみ受付します。 電話等での回答はいたしません。	令和8年7月31日 （金）に当課より電子メールで全応募者に対し回答します。	令和8年 7月1日（水） ～7月24日（金）

8 整備予定事業者の選定方法及び結果通知等

(1) 応募書類（審査書類）の提出

提出いただいた応募書類（審査書類）（以下「提出書類」という。）や応募者の資格の確認を行います。必要に応じて、応募者に書類の追加提出やヒアリングを行う場合があります。

(2) 整備予定事業者の選考・審査（令和8年9月下旬頃の予定）

今回整備予定の地域密着型サービス提供事業者（以下「整備予定事業者」という。）の選定にあたっては、島本町社会福祉施設等整備審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類や応募者による業務提案（プレゼンテーション）等に基づき、審査・評価を行います。

当該審査委員会において、最低基準得点（全体の6割）を超えた中で最も高い得点を獲得した応募者を、整備予定事業者とします。また、選考に参加する応募者が1事業者のみであった場合でも審査を行います。

なお、最低基準得点（全体の6割）を超えることを、選定の最低条件としていることから、審査の結果、どの応募者も整備予定事業者に選定されない場合もあります。

審査にあたっての評価項目	判断基準
施設の充実性について	提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査委員会における運営能力・人員体制・経営の安定性等についての専門的見地からの判断
運営目的について	
運営体制について	
職員体制について	
財務状況について	

(3) 選定結果の通知

選定を行った後、応募者全員に対し、選定の結果を文書で通知します。
なお、審査・選定結果に対する質問・異議には応じられません。

(4) 選定後の手続きについて

選定後、地域密着型サービス事業者としての指定申請をしていただきます。
なお、具体的な指定申請の手続きについては、選定後に別途お知らせします。
また、補助金の交付についても、選定後に別途お知らせします。

9 補助金の交付

島本町では、島本町内における公的介護施設等の整備事業の推進を図るため、公的介護施設等を設置しようとする事業者に対し、補助金を交付しております。

ただし、令和8年度の補助金については、現時点では未定です。また、金額は参考金額であり、補助単価の改正等により実際の補助額が変わる場合があります。補助が無い場合があることを踏まえて資金計画を策定してください。

【参考】整備事業者に交付予定の補助金

大阪府地域医療介護総合確保基金

- (1) 地域密着型サービス等整備等補助事業：41,500 千円（1施設）
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業：1,036 千円×宿泊定員数
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1に対し補助率2分の1

※留意点

- (1) 交付予定の補助金は、令和8年4月時点の大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱の内容となります。
- (2) 次の費用については、補助金の対象外となります。
 - ア 既に実施している事業に要する費用
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
 - ウ 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する費用
 - エ 職員宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - オ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- (3) 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等の工事事務費については、**工事費又は工事請負費の2.6%**が限度額となります。
- (4) 補助金の対象となる経費の実支出額が算定した補助金の額に満たない場合は、当該実支出額が補助金の額となります。
- (5) 補助金の交付に当たっては、建設業者を競争入札で選定するなどの要件がありますので、島本町の指示に従って整備を進めてください。
- (6) 大阪府地域医療介護総合確保基金を利用することとなり、島本町から大阪府に申請することとなります。

10 募集から事業者の決定までの想定スケジュール（予定）

スケジュールについては、現在の予定であり、前後する場合があります。

令和8年7月1日～ 令和8年8月24日	応募申請書の提出期間
令和8年7月1日～ 令和8年8月31日	応募書類（審査書類）の提出期間
令和8年9月下旬～10月頃	整備予定事業者の選考・審査 →事業者の決定

※審査の結果、地域密着型サービス事業者として適当な者がいないと判断されたときは、整備予定事業者が指定されない場合があります。

11 留意事項

- (1) 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 応募書類の提出後の差替えは、こちらから補正等の指示があったものを除き認めません。また、提出書類は返却いたしません（電子媒体についても、提出時に返却いたしません。）。
- (3) 選定後の図面変更につきましては、官公庁等からの指導に基づくもの以外は原則、認めませんので、図面作成の際は、事前に施設職員の意見を求めるなど選定後の変更がないようご注意ください。
- (4) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (5) 提出書類は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。
- (6) 提出書類は、島本町情報公開条例に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。
- (7) 受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 選定後の権利譲渡等は、認めません。
- (9) 今回公募しているサービスに併設で他の介護保険サービス等の開設を予定している場合は、必ず、事前に相談のうえ、応募してください。
- (10) 選定された事業者は、開設予定の1か月前を目途に、老人福祉法に基づく設置認可申請及び介護保険法に基づく指定申請を行ってください。指定にあたり、特に人員要件を満たさない等の理由により、指定ができず、開設が遅延となるような事態とならないよう、本公募の段階から十分な確認・準備をお願いします。

問い合わせ先

担当部局：島本町高齢介護課

住 所：〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話番号：075-962-2864（直通） F A X：075-962-5652

E-mail：kaigo@shimamotocho.jp